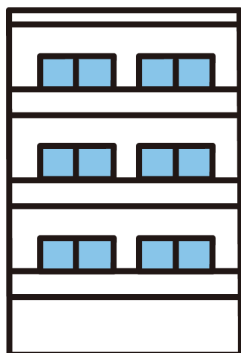


南九州市での結婚新生活を応援します

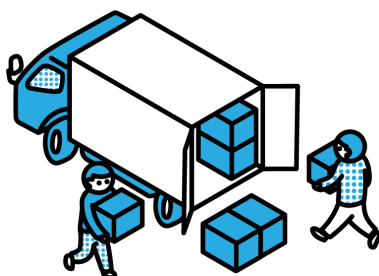
※令和7年1月1日以降に婚姻した夫婦ともに満39歳以下の方で

世帯の所得が500万円未満の方が対象

※補助金の交付以後5年以上本市に定住する必要があります。



南九州市では、婚姻に伴い新たな生活を始める世帯に対する経済的不安の軽減を図るとともに、少子化対策及び若年世代の定住促進に資するため、補助金を交付しています。



最大 60 万



◇補助対象経費

令和7年4月1日以降に支払った以下の経費が対象

(1) 住居費

住宅の購入費、リフォーム費、賃料及び共益費（1年分に限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料。ただし住宅手当分は除く。

(2) 引越費用

市内に引越する際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用

◇補助金額

住居費及び引越費用を合算した金額に相当する額又は上限額のいずれか低い金額

(1) 夫婦ともに婚姻時満29歳以下である場合 上限額60万円

(2) 夫婦いずれか婚姻時満30歳以上39歳以下である場合 上限額30万円

【お問合せ】

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地

南九州市役所 企画課 移住定住促進係 Tel0993-83-2511（内線2053）

Fax0993-83-4469 ijyu@city.minamikyushu.lg.jp

みな、みりょく！



南九州市